

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	報酬等の支払調書作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、報酬等の支払調書作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	報酬等の支払調書作成に関する事務	
②事務の概要	・報酬等の支払を行う際に、所得税法等に基づき所得税額を計算し、国に納付する。 ・その際、給与、報酬、料金、契約金及び賞金等の法定調書を作成し、税務署へ提出する。	
③システムの名称	1. 財務会計システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 給与報酬等支払管理ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	人事課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 人事課 給与係 079-427-9140	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [☐]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か ☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、対象者本人からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーカードにより記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、マイナンバーを財務会計システムに登録する際には、入力誤りがないようチェックデジットを活用し、さらに、複数人で登録内容の確認を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査		
実施の有無 ☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査		

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者本人からの申請に基づき、マイナンバーを取得しているため、目的外の入手が行われることはない。その上で、申請書類にマイナンバーの利用目的を明記しており、対象者がマイナンバーの利用目的を理解した上で申請できるようにしている。また、財務会計システムに登録されたマイナンバーは、業務担当者のみが閲覧できるようアクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月19日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	－
平成30年7月19日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	荻野 和寿	土師 健五	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	人事課長 土師 健五	(削除)	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業員に対する教育・啓発-従業員に対する教育・啓発	(新規)	十分である	事後	－
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	－
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	－
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	－
令和7年1月10日	IVリスク対策-8.人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	－

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-8.人手を介在させる作業-判断の根拠	(新規)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、対象者本人からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーカードにより記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、マイナンバーを財務会計システムに登録する際には、入力誤りがないようチェックデジットを活用し、さらに、複数人で登録内容の確認を行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	-
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	-
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である	事後	-
令和7年1月10日	Ⅳリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-判断の根拠	(新規)	対象者本人からの申請に基づき、マイナンバーを取得しているため、目的外の入手が行われることはない。その上で、申請書類にマイナンバーの利用目的を明記しており、対象者がマイナンバーの利用目的を理解した上で申請できるようにしている。また、財務会計システムに登録されたマイナンバーは、業務担当者のみが閲覧できるようアクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	-